

香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託

(2) 目的

香取市では、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、児童の健全な育成と安全を確保するため、放課後児童クラブを開設している。

山田児童館は、児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともに情操を豊かにし、遊びを通して長期的、継続的に心身の発達を促すことを目的に、また、山田児童館内にある地域子育て支援センター「にこにこ」では、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所とし、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施している。

近年、これらの施設では、子育て支援の充実が求められているため、適切な遊びや生活の場を与えると同時に、子育てに悩み等のある保護者の交流の場として、より良い保育環境の整備とサービスの質を向上させていくことを目的に運営業務を担う事業者を募集する。

募集にあたっては、豊富な知識やノウハウ・経験等を活かし、児童や保護者の視点に立った良質なサービスが提供できる事業者を、プロポーザル方式により選定する。

については、香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託プロポーザル実施要領を次のとおり定める。

(3) 業務内容

別添「香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託仕様書(案)」(以下、「仕様書(案)」という。)に記載のとおり

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

契約締結日の翌日から令和5年3月31日までの期間を準備期間とし、受注者は、備品・施設等の確認、職員の確保や指揮命令系統の確立等、発注者から業務引き継ぎ等を受けるものとする。なお、当該準備期間に関する経費は、受注者が負担することとする。

(5) 業務委託料

委託料は、582,090千円を上限とする。ただし、各年度の上限金額は以下のとおりとする。

令和5年度 194,030千円

令和6年度 194,030千円

令和7年度 194,030千円

※委託料に含む対象経費等は仕様書（案）に記載のとおり。

※委託料の支払いは月ごとに支払うものとし、1月あたりの委託料は本契約に定めた委託料（年額）に12分の1を乗じて得た額を受注者からの請求により支払うものとする。なお、分割した際に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。ただし、3月分の委託料については、各年度の事業終了後提出する実績報告書により変更した契約額（年額）と支払い済み額の差額を受注者からの請求により支払うものとし、残金が生じたときは、発注者に返納することとする。

	支払い月	支払い金額
各年度における 支払いについて	4月分から翌2月分	委託料(年額)の12分の1
	3月分	変更後の契約金額(年額) から 支払い済み額を差し引いた金額

※発注者は、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(6) 契約の変更について

発注者は、各年度の事業終了時の実績報告又は施設整備により施設数に変更が生じる等の運営業務委託契約内容に変更が必要な場合には受注者と協議の上、契約内容を変更することができる。

(7) 契約の解除について

発注者は、受注者が行う運営業務の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、契約を解除し、又は期間を定めて運営業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- ① 受注者が本業務に違反したとき。
- ② 受注者による運営を継続することが適当でないと発注者が認めたとき。

(8) 留意事項

本業務は、令和5年4月履行開始の業務であり、令和5年3月の本市議会定例議会において、本業務に係る令和5年度予算が議決された時点で、業務委託が行われることが決定します。

本業務に係る予算が議決されなかった場合には、契約は無効とし、それまでに要した費用については、受注者の負担となります。

また、本業務委託に係る予算額に減額が生じた場合には、仕様書に示された事業規模が縮小される場合があります。その際、受注者の損害発生に対して、発注者は一切責任を負いません。

2 応募資格

平成30年度以降に児童福祉事業の運営実績を有している民間事業者で法人格を有する者とする（社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等）。ただし、法人又はその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び市の一般競争入札の参加を制限されている。
- (2) 役員等が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による更生・再生手続き等を行っている。
- (4) 応募書類提出時点で、香取市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる(暴力団の利益となる活動を行うことを含む。)
- (6) 直近3年間の法人税、法人住民税(市町村民税法人分)、法人事業税、消費税及び地方消費税などを滞納している。
- (7) 他に応募している法人と、主たる役員が重複している。

3 応募手続

本プロポーザルに参加する意向がある場合、以下の参加表明書及び応募必要書類を提出期限までに提出すること。ただし、書類が不足している場合又は提出期限までに提出がない場合は、プロポーザルに参加できないものとする。

令和4・5年度香取市入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、提出書類①から⑤を必要書類とし、登録されていない者にあつては、①から⑨までを必要書類とする。なお、⑩の提出は任意とする。

(1) 提出書類

- ① 【様式1】参加表明書
- ② 【様式3】応募申込書
- ③ 【様式4・4-1】法人概要書・役員名簿
- ④ 【様式5】提案書
- ⑤ 【様式6】見積書
- ⑥ 法人登記簿謄本(応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの)
- ⑦ 印鑑証明書(応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの)
- ⑧ 定款又は寄附行為(最新のもの)(原本証明)
- ⑨ 過去3年分の法人税・法人住民税(市町村民税法人分)納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書
- ⑩ 子どもに関連する事業の実施及び受託実績に関する書類(提出は任意)
※形式自由・パンフレット等でも可

(2) 提出期限

①のみ令和4年10月31日(月)午後5時とし、その他の書類は、令和4年11月4日(金)午後5時とする。

(3) 提出先

香取市役所福祉健康部子育て支援課保育班

(4) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

なお、①及び⑥から⑨については、1部とする。

また、CD-Rその他の媒体により電子データを併せて提出するものとする。

(5) 提出方法

持参又は郵送（必着）

(6) その他

- ① 応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合、又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、失格とする。
- ② 発注者が必要と認めた場合には、書類の追加提出を求める場合がある。
- ③ 応募書類、提案書は発注者の業務上で必要な場合、無償で使用できるものとする。
- ④ 提出書類については、返却しない。なお、香取市情報公開条例（平成18年条例第15号）の規定に基づき開示することがある。
- ⑤ 提出された書類の受領後の差替えは認めない。
- ⑥ 公募にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ⑦ プロポーザル審査の過程については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑧ 提案段階での経費がそのまま委託経費になるとは限らない。
- ⑨ 参加表明書を提出したのちに応募を辞退する場合には、早急に子育て支援課へ【様式7】辞退届を提出すること。

4 質問書の提出及び回答

今回の公募及び事業実施に係る質問については、以下のとおり受け付ける。

(1) 提出書類 【様式2】質問書

(2) 提出期限 令和4年10月12日（水）午後5時

(3) 提出方法 電子メール

メールの件名は「香取市実施要領質問書提出(社名)」とし、メールの送信後すみやかにメール到着の有無を、電話で子育て支援課(電話番号0478-79-6158)に確認すること。

(4) 提出先 香取市福祉健康部子育て支援課保育班

(メールアドレス) jido@city.katori.lg.jp

(5) 回答方法 令和4年10月26日（水）までに香取市ホームページに掲載

5 受託者の選定

(1) 選定方法

香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営事業者選定委員会設置要綱に基づきプレゼンテーション審査を行い評価する。

(2) プレゼンテーション実施方法

- ① プレゼンテーションの実施日は、令和4年11月17日（木）を予定している。実施時間については、応募書類提出期限後に発注者から応募者へ通知する。

- ② 提出した提案書以外の追加資料の配付は認めない。
- ③ プレゼンテーションにあたっては、本業務において予定している担当者の出席を必須とする。
- ④ プレゼンテーションにあたって、ノートパソコン及びプロジェクター等については当日応募者が持参すること。なお、スクリーンについては、発注者が用意する。また、当日に応募者のプロジェクターに不具合等が発生した場合に限り、発注者の用意するプロジェクターを使用することができる。(プロジェクター EPSON EB-535W)
- ⑤ プレゼンテーションの時間は、30分程度(説明20分、質疑応答10分)とする。

(3) 審査基準

審査基準は、別添「香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託プロポーザル審査基準」に定める。なお、選定過程及び法人の選定結果に係る詳細については公開しない。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、応募者のすべてに文書をもって、それぞれ通知する。また、業務委託受注予定者のみ、香取市ホームページに掲載する。

(5) 契約協議について

選定結果の通知後、第1位の提案を行った事業者と契約条件等について協議を行う。なお、協議が整わない場合は、次点者と協議を進める。

(6) 公募スケジュール

項目	期間等
実施要領配布期間	令和4年9月28日(水)～令和4年10月31日(月)
参加表明書受付期間	令和4年9月28日(水)～令和4年10月31日(月)
質問書受付期間	令和4年9月28日(水)～令和4年10月12日(水)
応募書類受付期間	令和4年9月28日(水)～令和4年11月4日(金)
プレゼンテーション審査日	令和4年11月17日(木)
選考結果の通知	令和4年11月下旬

※スケジュールは都合により、変更する場合がある。

6 問い合わせ及び各書類提出先

〒287-8501

千葉県香取市佐原口2127番地(香取市役所1階)

香取市役所福祉健康部子育て支援課

電話 0478-79-6158

FAX 0478-79-6160

メール jido@city.katori.lg.jp

※窓口開所時間は平日午前8時30分から午後5時15分